



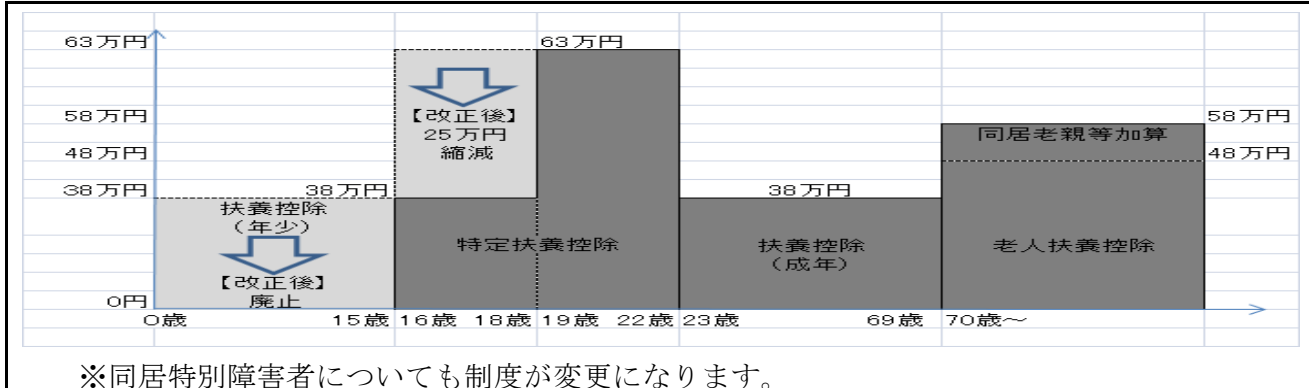
平成23年から扶養控除の一部が見直しになりますが、 保育料への影響は生じません！



1 扶養控除の見直しとは？

平成22年度税制改正により、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）が廃止、特定扶養親族（16～18歳）に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が縮減になります。

【見直しイメージ】



2 保育料への影響は？

国の方針に従い、扶養控除の見直しがないものとして、保育料を決定します（保育料へは影響が出ないようにします）。

※所得の増減による保育料の変更は発生します（従前のとおり）。

3 申告は必要？

扶養控除の見直しを保育料に影響が出ないように、正確に保育料を決定するため、扶養親族の申告が必要です。入所（園）又は継続申込時に申告書を受取り、必要事項をご記入の上、指示に従って提出してください（申告書は各区こども家庭課にあります）。

※同居特別障害者に該当する場合は、別途下記までお申し出ください。

4 問合せ先は？

課名	電 話
中央保健福祉センター	こども家庭課 221-2149
花見川保健福祉センター	こども家庭課 275-6197
稲毛保健福祉センター	こども家庭課 284-6138
若葉保健福祉センター	こども家庭課 233-8150
緑保健福祉センター	こども家庭課 292-8137
美浜保健福祉センター	こども家庭課 270-3150

